

ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）支給事業

令和2年12月16日 議会運営委員会資料
(修正後) 教育部子育て支援課



北上市

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、**給付金の基本給付の支給者に対し、再度同様の基本給付の支給**を実施するもの。

1 支給対象者

【基本給付（児童扶養手当受給世帯等への給付）】

以下のいずれかに該当し、基本給付の支給を受けたもの

- ア 令和2年6月分の児童扶養手当受給者（全部停止者を除く）
- イ 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

○8月に給付した対象者に対しての再支給のため、その後に児扶受給資格や住所の変更があっても、支給対象者とする

○令和2年12月11日時点で基本給付の申請を行っていない場合でも、再支給と併せて申請することにより支給するため、申請期限を可能な限り令和3年2月28日とする

○再支給の対象が基本給付の支給者のため、追加給付分は含まない
ただし追加給付分も令和3年2月28日までの申請とする

【追加給付（収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付）】

上記ア、イの支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

2 支給対象者数及び支給額（12月10日支給分まで）

	基本(人)	基本(千円)	追加(人)	追加(千円)
ア	685	43,550	203	10,150
イ	19	1,220	9	450
ウ	25	1,550		
合計	729	46,320	212	10,600

3 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

4 事業スキーム

【基本給付アイウ共通】

- ①市より給付金を支給した対象者に再支給の案内を送付
※12月18日に発送
- ②これまでに給付金を支給した口座への振込
※**12月25日支給**
※対象者から辞退申込があれば対応

【基本給付イ、ウ（上記以外）】

- ①HP等による制度周知
- ②申請（口座情報、給与明細、年金 証書、戸籍謄本等を添付）
※令和3年2月26日までの申請期限
- ③指定口座への振込
※1月から3月下旬までに順次支給

5 予算等

国庫補助（10/10）

①6月補正（第6号）		
【事務費】	1,190千円	} 【事業費合計】 111,120千円
【扶助費】	109,930千円	
②国内示額		
【事務費】	1,190千円	} 【事業費合計】 73,260千円
【扶助費】	72,070千円	
③再支給分変更交付申請		
【扶助費】	60,310千円	【事業費合計】 60,310千円
※国による算定で金額変更は不可、令和3年1月上旬振込予定		
※事務費は後日申請		

現在予算	73,260(国)	37,860(市)	111,120
12月補正	73,260(国)	60,310(国)	133,570

○現在予算との差額 **22,450千円を増額補正**

○実績報告後、令和3年度に返還金が発生する見込み